秋田市塗装事業者支援事業費補助金交付要綱

令和８年11月16日
市　長　決　裁

（趣旨）

第１条　この要綱は、中東情勢の影響を受け、塗料等の仕入価格高騰や資材不足による工事の延期で資金繰りに苦慮する市内塗装事業者を支援することを目的とした秋田市塗装事業者支援事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 塗装事業　総務省が定める日本標準産業分類に掲げる塗装工事業をいう。

(2) 塗装事業者　現に塗装事業を営む者をいう。

(3) 中小企業者　中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項各号に掲げる者（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条各項に掲げる営業を営み、又は営もうとする者を除く。）をいう。

(4) 売上総利益　総売上高から売上原価を控除した額をいう。

（交付対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

(1) 前条第２号に規定する塗装事業者であること。

(2) 市内に主たる事業所等を有する中小企業者

(3) 次のいずれかに該当すること。

ア　建設業法（以下「法」という。）第３条第１項の規定による塗装工事業の許可を秋田県から受けていること。

イ　直近の事業年度における総売上高に占める塗装事業の売上割合が

50パーセントを超えていること。

(4) 職業能力開発促進法第44条第１項に規定する一級又は二級塗装技能士（以下「塗装技能士」という。）の資格を個人事業者、法人の役員又は使用人が所有していること。

(5) 令和８年１月１日以降において、任意の連続する６か月間（以下「対象期間」という。）の塗装事業における売上総利益の合計額が、当該対象期間に対応する前年の同一期間の塗装事業における売上総利益の合計額と比較して減少していること。ただし、対象期間の末日が属する月は、申請日の前月以前でなければならない。

(6) 市税に滞納がないこと。

(7) 当該事業者およびその代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員等が、秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第２条第１号に規定する暴力団および同条第２号に規定する暴力団員（以下「暴力団等」という。）に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団等が当該事業者の経営に事実上参画していないこと。

（補助金の交付額等）

第４条　補助金の交付額は、予算に定める範囲内で、前条第５号で算定した売上総利益の減少額の２分の１以内とし、100万円を上限額、１万円を下限額とする。

２　補助金の交付額の計算においては、千円未満の端数を切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、秋田市塗装事業者支援事業費補助金交付申請書兼請求書（様式第１号）に次に掲げる書類等の資料を添えて、令和９年１月29日までに市長に提出しなければならない。

(1) 法第３条第１項の規定による塗装工事業の許可を秋田県から受けていることを証明できる書類又は直近の事業年度における総売上高に占める塗装事業の売上割合を確認できる資料

(2) 塗装技能士の資格を取得していることが証明できる書類の写し（使用人が取得している場合は、当該資格を証明する書類の写し及びその者の在職を確認できる書類の写し）
(3) 売上総利益の減少額が確認できる資料
(4) 法人の場合は直近の決算書、個人事業主の場合は直近の確定申告書
(5) 法人の場合は履歴事項全部証明書、個人事業主の場合は住民票（ともに、発行から３か月以内のもの）
(6) 市税に滞納がない証明書（申請月に発行されたもの）
(7) 補助金の振込先となる金融機関の名称および口座番号等に係る書類
(8) その他市長が必要と認める資料

（補助金の交付決定等）

第６条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、当該交付申請があった日の翌日から起算して30日以内に可否を決定し、秋田市塗装事業者支援事業費補助金交付決定通知書（様式第２号）又は秋田市塗装事業者支援事業費補助金不交付決定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付方法）

第７条　補助金の交付は、前条の規定による交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し、当該交付決定者に係る第５条第７号の資料に記載の口座に振り込むことにより行うものとする。

（交付決定の取消し）

第８条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、市長は秋田市塗装事業者支援事業費補助金交付取消通知書（様式第４号）により交付決定者に通知するものとする。
(1) 虚偽の申請、報告その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
(2) この要綱の規定又はこの要綱に基づく命令もしくは指示に違反があると認められるとき。
(3) 前２号に掲げる場合のほか、特に市長が不適当と認めたとき。

（補助金の返還）

第９条　交付決定者は、市長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

（帳簿等の保存期間）

第10条　補助金の交付を受けた者は、事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、事業完了後５年間保管しておかなければならない。

（報告等）

第11条　市長は、補助金に係る予算執行の適正を期するため必要があると認めるときは、交付決定者に報告を求め、又はその職員にその事務所に立入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問させることができる。

２　交付決定者は、前項の規定により報告を求められ、又は立入り、検査もしくは質問されたときは、速やかに応じなければならない。

（委任）

第12条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年11月16日から施行する。

（失効）

２　この要綱は、令和９年３月31日限り、その効力を失う。

３　第８条から第12条までの規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日以後も、なおその効力を有する。